

京都市の人権関連施策に係る取組の実績

京都市人権文化推進計画は、その進行管理のため、同計画に掲げる施策について、毎年度、具体的な事業計画と取組実績をとりまとめ、施策の進捗状況の確認を行い、京都市情報館等で公開しています。以下の期間に実施した施策に係る取組実績の一部を掲載します。

<記載する施策>

現行計画改訂以降の令和2年度から令和6年度までの間に実施した施策

※ その他の施策については、以下のホームページで公開しています。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000169050.html>

事業名称	事業概要	実施年度
子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援	子ども食堂等の子どもの居場所づくりや子育て家庭への食品配送事業を行っている団体が、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施 ・子どもの居場所づくり「支援の輪」サポート事業を立ち上げ、団体等のサポート体制の充実 ・団体等が、活動を通じて実施する子どもの見守り活動に係る経費を補助する「京都市子どもの見守り活動支援事業補助金」を開始	令和2年度～
農福連携に取り組む農林業者支援事業・農福連携による障害者雇用創出の更なる推進	障害のある方等が農林業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいをもって社会参画を実現していく取組である「農福連携」を、保健福祉局と産業観光局が連携して実施 ・新京野菜「京の黄真珠」を活用した商品開発業務や黄真珠の選別業務を、障害福祉サービス等事業所の受託につなげる取組を実施 ・中規模農家等をターゲットに農福連携の営業活動を行い、新京野菜以外の農作物に係る委託業務の抽出・新商品の開発支援等を行うことにより、福祉施設と農業者の継続的な関係を構築し、農福連携の自走化及び雇用を創出 ・農福連携の支援対象等を農林業全体に拡大し、農林業者が、障害福祉サービス等事業所と連携して実施する試行的な取組等の支援の実施	令和2年度～
コロナ差別等に係る啓発	現行計画改定後、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、感染者やその家族、エッセンシャルワーカーなどに対する「コロナ差別」が問題となったことや、ワクチン接種の推奨に伴う未接種者への不当な差別的な取扱いなど、新たな差別やハラスメントが大きな問題となったことを受け、各種啓発活動等を実施 ・チラシ・ポスター、パネル展示、ホームページ等での啓発活動の実施 ・相談体制の充実	令和2年度～5年度

	・職員研修の実施 等	
犯罪被害者支援の推進	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進することを目的に、犯罪や事故などの被害者やその御家族・御遺族の方に対して、被害直後から中長期にわたる支援を実施 ・犯罪被害者等に相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行うワンストップ窓口として、「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を設置 ・被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援 ・新たな支援制度を創設し、犯罪被害者等に対する家事支援、介護援助及び一時保育の日常生活支援を開始	令和 2 年度～
再犯防止推進事業	「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」を目指し、国や民間団体と連携しながら再犯防止の取組を総合的かつ計画的に推進 ・刑務所出所者等に対する支援として、福祉的支援につなぐ調整をより円滑化し、切れ目のない支援を推進するため、更生支援相談員を新たに配置 ・民間団体による犯罪や非行をした方を対象とした再犯防止に資する居場所づくり等を促進するための「京都市生きづらさを抱える若年者の居場所づくり等支援事業補助金」を創設 ・新たなスタートをする方への応援ハンドブックの作成・配布 等	令和 2 年度～
性の多様性の理解促進及びLGBT等性的少数者の生きづらさの解消	性的少数者への理解促進や、性的少数者の生活における困難の解消に向けた支援を一体的に実施 ・LGBT等の性的少数者の方々の生きづらさを和らげ、孤立することを防ぐための取組（パートナーシップ宣誓制度の開始・拡充、当事者の居場所づくり及び個別相談会の実施等） ・保護者向け、企業向け又はLGBT等の方を応援する「アライ」向け等、様々な属性の方を対象とした各種啓発冊子の作成・配布	令和 2 年度～
人権擁護委員による特設人権相談の実施	京都市人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として、人権擁護委員による特設人権相談を本市施設で実施することにより、市民が人権に関する困りごとについて相談できる機会を提供する「人権相談窓口」について、より多くの市民に周知・啓発を行い、相談体制の更なる充実を図るため、取組を拡充 ・4区役所で実施してきた特設人権相談を、全区役所・支所に拡大実施 ・「人権擁護委員の日（6月1日）」に合わせて、全区役所・支所にて、特設人権相談を一斉開設	令和 2 年度～
不安を抱える女性への支援の取組	コロナ下で困難や不安を抱える女性が、社会との絆・つながりを回復することができるよう支援を実施・専門家の助言、立合いのもと、孤独・孤立で不安を抱える女性たちが社会とのつながりを回復するための居場所づくりの実施 ・支援団体向けの勉強会兼交流会の実施	令和 3 年度～

	・ひとり親の女性向け・若年層の女性向けの就業支援セミナーの実施	
ヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの社会的認知度を高め、周りの大人が早期に気づき、支援につなげる環境づくりを進めるとともに、複合的課題を解消する観点から、多分野・多機関協働による連携を推進 ・「孤独・孤立対策プロジェクトチーム」に、ヤングケアラーの問題を集中的に検討する部会を設置し、令和3年度に「ヤングケアラーに関する実態調査」を実施 ・認知度向上に向けた周知啓発活動、ヤングケアラー本人の負担軽減、対象世帯の課題やニーズの把握を目的とした「ヤングケアラー世帯訪問支援モデル事業」の実施等	令和3年度～
避難行動要支援者に係る個別避難計画作成推進事業	避難行動要支援者一人ひとりにあった「個別避難計画」の作成について、災害発生時の避難行動に特に支援を要する方の「心身の状況」やお住まいの「ハザードの状況」を勘案し、特に災害時において、支援が必要な方を「優先度が高い方」として、福祉専門職と連携し、重点的に個別避難計画を作成	令和4年度～
成年後見制度の更なる普及啓発・利用促進	日常的な金銭管理等の支援を行う日常生活自立支援事業を利用する方が、成年後見制度に円滑に移行できるよう支援する利用促進支援員を京都市成年後見支援センターに新たに2名配置し、成年後見制度の更なる普及啓発・利用を促進	令和5年度～
留学生の地域企業就職の促進	外国人留学生の市内就職を促進するため、「留学生採用イベント」として、地域企業に留学生採用に関する基礎知識や好事例を紹介するセミナーや、留学生に地域企業の魅力を発信する「企業と留学生の交流会」、「インターンシップ・企業見学マッチング会」を開催	令和5年度～
困難な問題を抱える女性への支援強化	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を契機に、令和6年から「京都市女性のための相談支援センター(愛称:みんと)」を開所。相談者に寄り添いながら、関係機関と連携して、一人一人のニーズに応じた包括的な支援を実施	令和6年度～
外国籍市民総合相談窓口の充実	英語等で、出産・子育てや教育などの各種相談に対応する「外国籍市民総合相談窓口」(京都市国際交流会館内)について、令和6年度に、本市ベトナム籍市民の増加に伴い、行政知識を持つ通訳者による行政通訳相談事業において、既存の英語・中国語での通訳相談員に加え、ベトナム語通訳相談員を新規雇用し、行政通訳相談体制を拡充	令和6年度～